

平成 24 年 11 月 9 日

Ver.121001

国土交通大臣 殿

## 地域型住宅ブランド化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅ブランド化事業の適用を申請します。  
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称: かいふの木の家

グループの名称: 「かいふの木の家」匠の会

(グループ代表者)

代表者名: 横尾政明 印

代表者所属先: 有限会社ヨコオ建築工房

代表者構成員番号: VI-11

代表者住所: 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村10-10

電話番号: 0884-72-2031

(グループ事務局)

事務局事業者名: 海部森林組合

事務局構成員番号: I-2

事務局担当者名: 久岡佳代 印

事務局住所: 徳島県海部郡海陽町吉野字小松9-5

事務局電話番号: 0884-73-3271

事務局FAX: 0884-73-1436

事務局担当者E-mail: kaifushinrin@me.pikara.ne.jp

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) かいふの木の家	(地域型住宅供給対象地域) 徳島県南部地域		
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 「かいふの木の家」匠の会	(結成年月) 平成24年5月		
3. 代表的な地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 海部材	(産地) 徳島県海部郡		
4. グループ代表者名 (必須)	横尾政明	(認証制度等) 徳島県木材認証制度		
5. グループ代表者の所属先 (必須)	有限会社ヨコオ建築工房			
6. グループ代表者の構成員番号 (必須)	VI-11	I-2		
7. グループ事務局の構成員番号 (必須)				
8. グループ事務局事業者名 (必須)	海部森林組合	徳島県海部郡海陽町吉野字小松9-5		
9. グループ事務局事業者所在地 (必須)				
10. グループ事務局事業者TEL (必須)	0884-73-3271	0884-73-1436		
11. グループ事務局事業者FAX (必須)				
12. グループ事務局担当者名 (必須)	久岡佳代	kaifushinrin@me.pikara.ne.jp		
13. グループ事務局担当者E-mail (必須)				
14. グループ構成員 (必須)				
構成員番号	事業者名	代表者名	所在地	平成23年(1月～12月)実績
I. 原木供給			構成員数: 2	地域材(丸太)供給量(m <sup>3</sup> )
I-1	瀧村林業		徳島県海部郡海陽町大里字馬谷9-1	11,000 m <sup>3</sup>
I-2	海部森林組合		徳島県海部郡海陽町吉野字小松9-5	5,000 m <sup>3</sup>
II. 製材・集成材製造・合板製造			構成員数: 2	生産量
II-1	野田産業有限会社		徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天75-1	3,400 m <sup>3</sup>
II-2	富田製材		徳島県海部郡海陽町吉野字ヲフン9-2	2,000 m <sup>3</sup>
II-3				m <sup>3</sup>
II-4				m <sup>3</sup>
III. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)			構成員数:	木材供給量
III-1				m <sup>3</sup>
III-2				m <sup>3</sup>
IV. プレカット			構成員数: 1	プレカット戸数
IV-1	海部林材協同組合		徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天75-1	70 戸
IV-2				戸
V. 設計			構成員数: 5	木造住宅設計戸数
V-1	有限会社 内野設計		徳島県徳島市山城町東浜傍5-250	5 戸
V-2	アトリエ・クー2級		徳島県名東郡佐那河内村下字中浦32	3 戸
V-3	高島一級建築設計事務所		徳島県海部郡海陽町穴喰浦字松原159-2	3 戸
VI. 施工 (元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満 中小住宅生産者が5から10事業者程度以上含まれることとする)			構成員数: 14	元請の新築住宅供給戸数
VI-1	有限会社 西前工務店 一級建築事務所		徳島県海部郡美波町赤松字阿地屋19番地4	3 戸
VI-2	海南建設有限会社		徳島県海部郡海陽町大里字吉尾112番地	2 戸
VI-3	叶崎建築		徳島県海部郡海陽町穴喰浦字穴喰308	1 戸
VI-4	有限会社 小山建設		徳島県海部郡海陽町日比原字日比原69番地	1 戸
VI-5	樽井工務店		徳島県海部郡海陽町久保字久保51-15	1 戸
VI-6	坪根二級建築		徳島県海部郡海陽町四方原字町西112-1	1 戸
VI-7	野根建築		徳島県海部郡海陽町奥浦字脇ノ宮86-1	1 戸
VI-8	マエダ建設		徳島県海部郡海陽町大里字飯持45-2	1 戸
VI-9	丸乃木材有限会社		徳島県海部郡海陽町大里字松原35-43	1 戸
VI-10	キウチ建築		徳島県海部郡牟岐町大字河内1857	戸
VI-11	有限会社 ヨコオ建築工房		徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村10-10	戸
VI-12	川尻建築		徳島県海部郡美波町西の地字東地47-1	戸
VII. 木材を扱わない流通			構成員数: ○○	
VII-1				
VIII. カテゴリー8			構成員数: ○○	
VIII-1				
IX. カテゴリー9			構成員数: ○○	
IX-1				

- 注1) <様式2-1-2>は<様式2-1-1>とリンクが組まれています。グループ構成員は<2-1-2>に記入してください。
- 注2) 業種(I、II・・・)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、VI. 施工については、元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上)による体制としてください。
- 注3) VI. 施工については、所在地は本社の情報、戸数については支社や営業所等を含む会社全体の戸数を記入してください。また、「直近3年平均」とは平成21年から23年の3カ年における1年当たりの平均を記載して下さい。
- 注4) 業種(I、II・・・)毎に、平成23年(1月～12月)実績の大きい事業者から順に記載してください。
- 注5) I～VII以外の業種の構成員がある場合は、VIII以降に記載してください。
- 注6) 国有林から原木を調達する場合など、原木供給事業者名を特定できない(グループ構成員として記載できない)が、地域材の調達手続きが明確な場合は、その旨を様式2-2において説明してください。
- 注7) ※「被災地」については、「施工」の事業者の主たる事業所(本店)が、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」に存する場合、○を付けて下さい。
- 参照: 内閣府HP(<http://www.bousai.go.jp/2011jyosei-tokutei.html>)

注2		注3			注4										
県番号	構成員番号	事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号	平成23年(1月~12月)実績								
<b>I. 原木供給</b>							構成員数: 2		地域材(丸太)供給量(m)						
36	I-1	1 瀧村林業		775-0203	徳島県海部郡海陽町大里字馬谷9-1	0884732452	11,000 m								
36	I-2	2 海部森林組合		775-0205	徳島県海部郡海陽町吉野字小松9-5	0884733271	5,000 m								
<b>II. 製材・集成材製造・合板製造</b>							構成員数: 2		生産量						
36	II-1	1 野田産業株式会社		779-2305	徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天75-1	0884771215	3,400 m		うち該当地域材 3,400 m						
36	II-2	2 富田製材		775-0205	徳島県海部郡海陽町吉野字ラワン9-2	0884730619	2,000 m		うち該当地域材 2,000 m						
<b>III. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)</b>							構成員数: 0		木材供給量						
36	III-1						m								
36	III-2						m								
<b>IV. プレカット</b>							構成員数: 1		プレカット戸数						
36	IV-1	1 海部林材協同組合		779-2305	徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天75-1	0884771215	70 戸		うち長期優良住宅 3 戸						
36	IV-2	2					戸								
<b>V. 設計</b>							構成員数: 5		木造住宅設計戸数						
36	V-1	1 有限会社 内野設計		770-8055	徳島県徳島市山城町東浜傍5-250	0886269567	5 戸		うち長期優良住宅 0 戸						
36	V-2	2 アトリエ・クワ-2級		771-4101	徳島県名東郡佐那河内村下字中浦32	0886792827	3 戸		0 戸						
36	V-3	3 高島一級建築設計事務所		775-0501	徳島県海部郡海陽町穴喰浦字松原159-2	0884762493	3 戸		0 戸						
36	V-4	4 有限会社 開建築設計事務所		770-8022	徳島県徳島市大松町榎原外48-2	0886692760	3 戸		0 戸						
36	V-5	5 遊・空間デザイン室		775-0203	徳島県海部郡海陽町大里字吉尾112	0886788282	2 戸		0 戸						
36	V-6	6					戸								
<b>VI. 施工</b> (元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上含まれることとする)							構成員数: 14		元請の新築住宅供給戸数			被災地			
									うち木造の長期優良住宅						
							平成23年実績		直近3年平均		平成23年実績		直近3年平均		
36	VI-1	1 有限会社 西前工務店一級建築事務所		779-2301	徳島県海部郡美波町赤松字阿地屋19番地4	0884793232	3 戸	2 戸	0 戸	0 戸					
36	VI-2	2 海南建設株式会社		775-0203	徳島県海部郡海陽町大里字吉尾112番地	0884731332	2 戸	2 戸	0 戸	0 戸					
36	VI-3	3 叶崎建築		775-0501	徳島県海部郡海陽町穴喰浦字穴喰308	0884762423	1 戸	1 戸	0 戸	0 戸					
36	VI-4	4 有限会社 小山建設		775-0503	徳島県海部郡海陽町日比原字日比原69番地	0884762521	1 戸	1 戸	0 戸	0 戸					
36	VI-5	5 樽井工務店		775-0502	徳島県海部郡海陽町久保字久保51-15	0884763219	1 戸	1 戸	0 戸	0 戸					
36	VI-6	6 坪根二級建築		775-0202	徳島県海部郡海陽町四方原字町西112-1	0884734750	1 戸	1 戸	0 戸	0 戸					
36	VI-7	7 野根建築		775-0302	徳島県海部郡海陽町奥浦字脇ノ宮86-1	0884732450	1 戸	1 戸	0 戸	0 戸					
36	VI-8	8 マエダ建設		775-0203	徳島県海部郡海陽町大里字飯持45-2	0884730078	1 戸	1 戸	0 戸	0 戸					
36	VI-9	9 丸乃木材有限公司		775-0203	徳島県海部郡海陽町大里字松原35-43	0884730860	1 戸	1 戸	0 戸	0 戸					
36	VI-10	10 キウチ建築		775-0001	徳島県海部郡牟岐町大字河内1857	0884721307	0 戸	1 戸	0 戸	1 戸					
36	VI-11	11 有限会社 ヨコオ建築工房		775-0006	徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村10-10	0884722031	0 戸	1 戸	0 戸	0 戸					
36	VI-12	12 川尻建築		779-2103	徳島県海部郡美波町西の地字東地47-1	0884780253	0 戸	1 戸	0 戸	0 戸					
36	VI-13	13 市谷二級建築士事務所		775-0101	徳島県海部郡海陽町浅川字大畑60-1	0884730820	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸					
36	VI-14	14 徳岡建築		775-0501	徳島県海部郡海陽町穴喰浦字穴喰8-1	0884763341	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸					
36	VI-15	15					戸	戸	戸	戸					
36	VI-16	16					戸	戸	戸	戸					
36	VI-17	17					戸	戸	戸	戸					
<b>VII. 木材を扱わない流通</b>							構成員数: 〇〇								
36	VII-1	1													
36	VII-2	2													
<b>VIII. カテゴリー8</b>							構成員数: 〇〇								
36	VIII-1	1													
36	VIII-2	2													
<b>IX. カテゴリー9</b>							構成員数: 〇〇								
36	IX-1	1													
36	IX-2	2													

- 注1) <様式2-1-2>は<様式2-1-1>とリンクが組まれています。グループ構成員は<2-1-2>に記入してください。
- 注2) 県番号は、次のワークシートを参照してください。
- 注3) 郵便番号は、半角文字で、ハイフン付きで入力してください。(例: 000-0000)
- 注4) 電話番号は、半角文字でハイフンやかっこを入れずに入力してください。(例: 0000000000)
- 注5) 業種(I、II...)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、VI. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上)による体制としてください。
- 注6) VI. 施工については、所在地は本社の情報、戸数については支社や営業所等を含む会社全体の戸数を記入してください。また、「直近3年平均」とは平成21年から23年の3年における1年当たりの平均を記載して下さい。
- 注7) 業種(I、II...)毎に、平成23年(1月~12月)実績の大きい事業者から順に記載してください。
- 注8) I~VII以外の業種の構成員がある場合は、VIII以降に記載してください。
- 注9) 国有林から原木を調達する場合など、原木供給事業者名を特定できない(グループ構成員として記載できない)が、地域材の調達手続きが明確な場合は、その旨を様式2-2において説明してください。
- 注10) ※「被災地」については、「施工」の事業者の主たる事業所(本店)が、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」に存する場合、○を付けて下さい。  
参照: 内閣府HP (<http://www.bousai.go.jp/2011jyosei-tokutei.html>)

<グループ構成員における地域材に関する各認証制度の登録リスト>

<様式 2-1-3>

- 各地域における地域材に関する各認証制度等において、団体や事業者等の認定・登録証明書の有無を「(参考) 都道府県別地域材認証制度等一覧」を参考として認証制度等の種類別に当該欄に○を記載してください。
- 合法木材証明制度における認定団体・認定事業者に関するものも、記載してください。
- <様式2-2>において、使用する地域材として登録された制度において、業種に応じて事業者の登録が必要な場合、当該業種については「○」がついている構成員以外は、本事業において「地域材」を取り扱うことができませんので、ご注意ください。実績報告時の検査等において、条件を満たしていないことが判明した場合、補助金の交付はされません。着工前に必ずグループ事務局において確認してください。
- 地域材の各認証制度等については、募集要領の別紙8を参照して記入してください。

グループ構成員			地域における地域材に関する各認証制度等の登録・認定書の有無				
県番号	構成員番号	事業者名	徳島県木材認証制度				
<b>I. 原木供給</b>							
36	I-1	瀧村林業	○				
36	I-2	海部森林組合	○				
<b>II. 製材・集成材製造・合板製造</b>							
36	II-1	野田産業有限会社	○				
36	II-2	富田製材	○				
<b>III. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)</b>							
<b>IV. プレカット</b>							
36	IV-1	海部林材協同組合	○				
<b>V. 設計</b>							
36	V-1	有限会社 内野設計					
36	V-2	アトリエ・クー2級					
36	V-3	高畠一級建築設計事務所					
36	V-4	有限会社 開建築設計事務所					
36	V-5	遊・空間デザイン室					
<b>VI. 施工 (元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上含まれることとする)</b>							
36	VI-1	有限会社 西前工務店一級建築事務所					
36	VI-2	海南建設有限会社					
36	VI-3	叶崎建築					
36	VI-4	有限会社 小山建設					
36	VI-5	樽井工務店					
36	VI-6	坪根二級建築					
36	VI-7	野根建築					
36	VI-8	マエダ建設					
36	VI-9	丸乃木材有限会社					
36	VI-10	キウチ建築					
36	VI-11	有限会社 ヨコオ建築工房					
36	VI-12	川尻建築					
36	VI-13	市谷二級建築士事務所					
36	VI-14	徳岡建築					
<b>VI. 施工 (元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上含まれることとする)</b>							
<b>VI. 施工 (元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上含まれることとする)</b>							
<b>VII. 木材を扱わない流通</b>							
<b>VIII. カテゴリー8</b>							
<b>IX. カテゴリー9</b>							

注1) <様式2-1-3>は<様式2-1-2>と県番号と事業者名はリンクが組まれています。事業者名は<2-1-2>に記入してください。

注2) 行が不足する場合は、各事業者行末に追加して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	<small>(地域型住宅の名称)</small> かいふの木の家		<small>(地域型住宅供給対象地域)</small> 徳島県南部地域
2. グループの名称・結成年月 (必須)	<small>(グループの名称)</small> 「かいふの木の家」匠の会		<small>(結成年月)</small> 平成24年5月
3. 代表的な地域材の 名称・産地・認証制度等 (必須)	<small>(名称)</small> 海部材	<small>(産地)</small> 徳島県海部郡	<small>(認証制度等)</small> 徳島県木材認証制度
	対象となる地域材の名称	地域材の産地	認証制度等の名称
4. 使用する地域材に関する事項 (必須)	海部材	徳島県海部郡	徳島県木材認証制度
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----
5. 地域型住宅に使用する地域材の選定に当たっての考え方 (必須)			
<p>地域材は次の理由から、徳島県産認証を受け、さらに海部郡内で生産された木材(スギ、ヒノキほか)とする。</p> <p>1 徳島県産材認証制度は、「産地」、「品質」、「合法性の証明」と、製品の外観ではわからない情報を消費者に伝えることができ、県産材を安心して使用してもらう事のできる制度である。</p> <p>2 徳島県産材認証制度は、川上の徳島県森林組合連合会と川下の徳島県木材協同組合連合会で「徳島県木材認証機構」を新設し、徳島県のガイドラインに則して木材認証を行っており、公共性・信頼性の高い制度である。</p> <p>3 海部地域で生産される主な樹種はスギであり、生産される木材の約9割を占める。当地域はスギの生育に適しており、戦後造林された人工林の約半分が林齢50年生以上に達し、伐採可能な森林が多くなっている。</p> <p>また、海部のスギは古くから梁や柱材として使われており、十分な強度があることが様々な実験により証明されており、耐蟻性・抗菌性に優れるとともに色艶もよいという特長を持っている。</p> <p>4 川上から川下までが連携した本会では、木材を山から製材所及び工務店に直送することが可能であり、産地及び品質の明確な木材を、無駄を省いて合理的に供給することが可能である。</p>			
6. 地域型住宅の特性に応じ、必然的に一部の業種を含まないこととなる根拠(該当する場合のみ記載)			
<p>海部材は、「かいふの木の家」匠の会のメンバーである素材生産者から製材所及び工務店に直送し、コストダウンを図るシステムが構築されており、建材流通業者を経由しない流れとなるため、建材流通業者は構成員に含まれない。</p>			

注1) 各項目について分かりやすく記載して下さい。

注2) 記載欄のスペースについては適宜調整し、原則として、1枚に収めてください。

注3) 4. 使用する地域材に関する事項は、<様式2-1-3>に記入した地域材に関する各認証制度等について記入してください。



1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) かいふの木の家	(対象地域) 徳島県南部地域
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 「かいふの木の家」匠の会	(結成年月) 平成24年5月
3. 代表的な地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 海部材	(産地) 徳島県海部郡
		(認証制度等) 徳島県木材認証制度
4. 地域型住宅の特徴・具体像		
(1) 地域の気候・風土、歴史、文化、街並み景観等の特徴 (必須)	当海部地域は、太平洋岸式気候であり、黒潮の影響により気温は温暖である。また、地形が南東方向に開いていることから、夏に雨量が多く、年間降水量は約2,500mm、台風の影響を比較的多く受ける地域である。総土地面積の90%が森林であり、スギを中心とした森林資源が豊富であり、建築用材に適した木材が生産されている。人口は、沿岸部の平地に多く、農業や漁業も盛んな自然豊かな地域である。 四国の南東部に位置しており、東海・南海・東南海の三連動地震が発生する確率が、今後30年以内に最大88%と予測されている。	
(2) 地域材の特徴、地域材供給の現状 (必須)	海部地域で生産される主な樹種はスギであり、生産される木材の約9割を占める。当地域はスギの生育に適しており、戦後造林された人工林の約半分が林令50年生以上に達し、伐採可能な森林が多くなっている。 海部のスギは、古くから梁や柱材として使われてきた。徳島県で実大強度試験を行った結果、十分な強度があることが証明されており、耐蟻性・抗菌性に優れるとともに色艶もよいという特長を持っている。 森林組合、素材生産者、製材所、工務店等により構成される本会では、産地が明確な木材を製材所及び工務店に直送が可能であり、無駄を省いた合理的な供給体制が整っている。	
(3) 上記を踏まえた地域型住宅の特徴、具体像等 (必須)	海部地域の木材をふんだんに使用した地域の林業と結びついた住宅 構造材をあらわしにするなど、地域材の利用価値を促進できる住宅 地震と台風に強い丈夫な住宅 維持管理が容易な長期に使用できる住宅	
5. 地域型住宅の生産に関する共通ルール		個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
(1) 地域型住宅の規格・仕様に関する共通ルール (必須)	地震や台風を考慮し、耐震等級2以上の構造とする。 長期に使用できるように、保守・点検が行いやすい住宅とする。	適合証明書により確認 設計図書及び現場において確認
(2) 地域型住宅に用いる地域材の供給・加工・利用に関する共通ルール (必須)	主要構造材に地域材を80%以上使用する。構造材は、標準より太く、耐震性の高い構造とする。	徳島県木材認証機構が発行する認証木材証明書及び木拾い表により確認
主要構造材(柱・梁・桁・土台)における地域材使用のルール (必須)	柱・土台は、12cm角以上のスギ又はヒノキの地域材を使用し、主要な柱は通し柱とする。また、梁・桁は、スギ材とし、可能なかぎり長尺材を用いて、継ぎ手を少なくする。	同上
主要構造材以外の部材における地域材使用のルール (必須)	下地材および仕上材は、スギまたはヒノキ等の地域材を1㎡以上使用する。	同上
(3) 地域型住宅の積算に関する共通ルール (任意)	設計図書および標準見積書を作成し、施主に提示し、十分な説明を行う。 かいふビーム(かいふ杉の長尺梁・桁製品)の見積書を定期的に作成する。	申請前に、施主に提示し確認 「かいふビーム」見積書にて確認
(4) 地域型住宅で用いる資材(地域材を除く)の調達に関する共通ルール (任意)	基礎コンクリートは、徳島県生コンクリート(協)及び徳島県南部生コンクリート(協)から仕入れ、適切な品質を確保する。	納品書、出荷明細書により確認
(5) 地域型住宅の施工に関する共通ルール (任意)	基礎は防湿シートを施した「べた基礎」とし、基礎の立上りの高さ40cm以上、厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート造とする。 天井裏及び床下点検口を必ず設けるほか、排水管は「さや管」とし、点検・修繕が容易な構造とする。	設計図書及び現場において確認 設計図書及び現場において確認
(6) 地域型住宅の維持管理に関する共通ルール (必須)	維持管理技術審査委員を選定し、維持管理計画を策定、計画年に点検を実施する。 維持管理技術審査委員により、木の経年変化や手入れの方法などについてのハンドブックを作成、施主に提示する。	実施報告書及び施主への聞き取りにより確認 ハンドブック及び施主への聞き取りにより確認
(7) 地域型住宅に関するその他の共通ルール (任意)	土壁施工又は断熱材を壁・天井・床に設置することにより、省エネを図る。	設計図書及び現場において確認

注1) 箇条書きでポイントとなる点を明確に記載してください。

注2) 5の(3),(4),(5),(7)については、各項目の共通ルールを設定した場合に記載してください(その他の欄は必ず記載)。

注3) 5の(2)において、「主要構造材における地域材使用のルール」及び「主要構造材以外の部材における地域材使用のルール」については可能な限り定量的なルールを記載して下さい。

注4) 「個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段」については、定性的な確認手段ではなく、添付資料等により、数値(定量的手法)や有無(○×)で判断が可能なものとします。すなわち、そのような内容で判断ができないものについては、「地域型住宅の生産に関する共通ルール」として設定することはできないこととします。

注5) 行が不足する場合は、適宜追加してください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) かいふの木の家	(地域型住宅供給対象地域) 徳島県南部地域	
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 「かいふの木の家」匠の会	(結成年月) 平成24年5月	
3. 代表的な地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 海部材	(産地) 徳島県海部郡	(認証制度等) 徳島県木材認証制度
4. 地域型住宅の生産体制による具体的取組		業種毎の役割分担	
		I   II   III   IV   V   VI   VII   VIII	
(1) 地域型住宅の信頼性を確保するための具体的取組 (必須)	一般向けに構造見学会を実施する。 木造住宅に関するアンケート調査を随時実施し、地域住民の住宅に対するニーズや、木造住宅への意識を探り、その結果に応じたPR活動や情報提供を行う。 林業現場、製材所、建築現場をめぐる「すまいの産地見学ツアー」を実施、地域型住宅の生い立ち現場を実際に見て体験してもらう。	○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○	
(2) 地域型住宅の適切な維持管理のための具体的取組 (必須)	維持管理計画書と管理マニュアルの作成。 維持管理計画を確実に実施するため、担当会員の有事に対し、会員内で連携して対応する仕組みを構築。 事務局による、図面・見積・工事写真・メンテナンス経緯の保管	○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○	
(3) 地域型住宅の普及を促進するための具体的取組 (必須)	地域の森林組合に地域住民のための木造住宅に関する相談及び斡旋窓口を設置し、住民への木造住宅相談と、木造住宅のPRを行う。 ニュースレターを発行し、木造住宅や地域の木造住宅関連業者(会員)の情報などを地域のユーザーに発信する。 会員設計・施工のモデル的地域型木造住宅を会場に、見学会や交流会を開催し、地域の木造住宅に実際に触れてもらう機会を作る。	○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○	
(4) 地域の住宅生産技術の継承に関する具体的取組 (任意)	地域材の特性や供給に関する勉強会を開催する。 勉強会などを通じてベテラン・若手との交流を図り、伝統技術継承に努める。	○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○	
(5) 新しい住宅生産技術の導入に関する具体的取組 (任意)	長期優良住宅施工未経験工務店への技術講習会を行う。 地域材のストック技術の向上や、規格材の導入などの研究会を実施し、より効率的で良質な住宅開発に努める。	○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○	
(6) 資源の循環利用に関する具体的取組 (任意)	建替えや改築時の古材などを積極的に再利用する。	○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○	
(7) 災害時の応急仮設住宅の供給に関する具体的取組 (任意)	地域材利用応急仮設住宅の仕様を検討し、自治体などに提案を行う。 災害時の会員内での材料調達・運搬・施工体制を予め検討しておく。	○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○	
(8) 地域型住宅の生産に関する人材育成その他の取組 (任意)	会員が設計・施工する住宅の構造見学会及び完成見学会において、会員専用の見学時間と質疑時間を設ける。	○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○	
5. 平成24年度における地域型住宅の供給予定戸数等 (必須)	地域型住宅の供給予定戸数 うち長期優良住宅 3戸 1戸 地域型住宅による地域材使用予定 うち長期優良住宅分 120㎡ 40㎡	(左記の根拠、様式2-1-1に記載した実績との関係等) 初年度は少数の住宅について会員が相互に協力して設計・施工し、会員全員の技術向上を図るため、地域型住宅の供給戸数を平成23年度実績より少なく設定した。 (左記の根拠、様式2-1-1に記載した実績との関係等) 海部郡地域の標準的な木造住宅の木材使用量である25㎡の5割増強と設定した。	
6. 地域材使用に充当する他の補助金の名称・概要。他の補助金を充当しない場合は「なし」と記載 (必須)	「海陽町産材活用住宅建築推進事業補助金」 主要構造材のうち80%以上に海部郡海陽町産材を使用し、町内に居住のための戸建て住宅を供給する町内に事業所を有する業者が請負う新築工事に上限100万円/戸の補助。		
7. 当提案が採択された場合の、各工務店毎の、補助対象戸数の配分ルール (必須)	1) 受付順 2) 事務局 (相談窓口) に直接受注が来た場合は、指名競争入札とする		

注1) 箇条書きでポイントとなる点を明確に記載してください。

注2) 4の(4)~(8)の欄については、具体的取組がある場合に記載してください(その他の欄は、必ず記載)。

注3) 業種毎の役割分担については、様式2-1-1の業種分類に従って各取組を担う主たる業種に◎、関連して担う業種に○を記載してください。

注4) 行が不足する場合は、適宜追加してください。また、不要な行を削除し、できるだけ一枚に収めてください。